

時事新報

日本支那の貿易
日本の海外貿易は年々盛大に起りて今後將來
進むるも退くべきは理に於て明白なり其就中其類の
近年著しく増加したるは支那の商賣即ち是なり試に明
治十年より昨十九年に至るまで既往十箇年の成速を照
らすに

日本より輸出 支那より輸入 合 計

Table with 3 columns: Year, Japan exports to China, China imports to Japan, Total. Rows from 1900 to 1919.

右の統計に據るに既往十箇年の其間年々の昇降を以て
非ずと雖も全體に比例をれば日支兩國の貿易は概して
く進歩し來りたる者にて明治十九年を明治十年に較
ぶれば其商賣の額増加したるは九割強、殆んど倍數に
達したりと云ふを得べし且つ此進歩は獨り昨年一昨年
を限りたるに非ず、近年支那商賣の一般に景氣好況
は世人の所共知なり本年の貿易は如何なるべきや未だ
年度を終らざれば確めざるを明言する能はずと雖も昨
年に較べて増すとあるも減るとあるも必ず事實に外と
ざるを信するなり

支那は廣大の國、其海岸少くして水産漁業の貨
物乏するが故に今後内地の通商倍々開くるに從て日
本の輸出品は次第に増加し該帝國四億の人口が海産物
の需要を飽くに至るまでには尙ほ幾年と費すむと云ふ
んと際涯を見ざる可からんれば日本國が其得意を失
はすして國運と實況の利益は實に莫大なる可し即ち
支那貿易の等閑にす可からざる所以を其愛に其路に横
はるの困難は内地通商の不便に在るもの、如し總て商
賣取引の用には前以て準備を立つると大切の次第にし
て例へば今某の物品を外國に輸出するにも元價運賃よ
り海關税を仕拂ひ何程の利益を見ても何程の相場も賣込
むと云ふ凡そ其邊の見通しを就かすしては實地商賣に取
り得る者にあらざる然るに支那の貿易は海關税
ハ他の國々に等しく通商條約に因て其割合を定めたる
者ありと雖も獨り不定なるは内地の通行税即ち支那に
於て釐金税と稱する一種釐金の課税にて地方府の
裁量に據り其割合不同なるものあり且つ一省を出で
一省に入るの都度この税を課せられて甚しきは同省
の内數箇所の關門にて度々これを拂ふの不都合あるを
以て外國品がいよゝ内地消費者の手に落ちるまでには
等として十數度の課税を要するもありと云へり隨て其
物品の不廉ならざるを得ざるは實に不都合なること
多し故に關稅釐金税とも其割合の重きは尙や忍ぶ可し
唯忍ぶ可ざるは其釐金税の税率と其課せらるる可き度
數と兩様共に變動不定にして豫め目算を立てる由なき
の一事なり此弊害は支那貿易に従事する西洋商人の昔
より苦しむ所にして先年雲南にて英國宣戰國「カレ」
の貨物に對して釐金率を半に減らして其價金の騰貴より遠
く其利益を享受せしむるの例に對しては最近輸入する海
關に對して釐金を納むるの外に尙ほ其高の半價を支拂

此手續を経過したる物品なれば内地幾多の關門とも
差支なく無税にて通行するを得るの約と爲りより即ち
海關稅率を五割増加する其代りに面商する内地釐金
税の負擔を免れる者にして輸入商人も亦ればた先に
前途の見通しを定むるものと雖も尙ほ外國貨物の内地に
入るものは恰も其通行の門戸を廣くしたるに似て
販路次第に開け取引の高次第に増加するに勢を成した
り云ふ左れば我日本と支那との條約は自から西洋諸
國人の支那に於けるものと異なる所もあれども通商の
自由は日支雙方の利益なれば早晩我が日本人も彼の釐
金税の束縛を免れて内地通商の自由便利を得べきは
復た疑を容れざる所あり

次に我輩が支那貿易に従事せんとする日本商人に望む
所は主として彼國商賣の事情を探り其實地を明らり
て從來の如く漫然方向と誤るとなからしめんとする
に在り支那の外國貿易は一種變則あるものに於て文明
の規則商理を推して輸運を決せんとするも却て彼の
變則中を包圍せられて進退自由ならざるの事情なきに
非ず日本支那貿易の高は僅々十年内外にして前記の通
り殆んど二倍に達したるにも抑はらず直接に手と下し
たる日本商人に失敗多きは何ぞや彼の國の實況を知ら
ず彼國人の商風を知らず些少の資本を積みにして強ひ
て文明流の信用を利せんとし却て實地に苦しみざるも
のより外ならず然るに支那の地とるや日本を距ること
至近にして對岸の往來三五日程、我商人が彼國に渡來
て躬から其實地を探るるにも或いは又人を派して商業
を習はしむるにも其費用と至て廉價ある可ければ有
志の人々は銘々此用意ありて然る可きことならんに今
日に至るまで其風聞さへ塞々たるは之を日本商家の怠
慢と云ふて可あり或人の説に今日の有様にて日本人が
遙々海を超えて支那まで出懸往くも其効能甚く覺束を
し函館より横濱あり日本國の開港場に居ながら日本の
物品と買出して之を本國に輸送するものは十中の九皆
支那人なり日本人は門前の商政を防ぐに是れ違ひらざる
に何の商政あれば外國に輸出す可けんや無用の沙汰
なり云々と言ふ者あれども我輩は此説を聞て日本商人
の支那行と留るの意なき蓋し函館横濱の諸港に於て支
那人が日本の物品を買出すは相違なれ共實に其買出
たる物品は日本國の産物に於て入るべき代價は日本商
人の手に落ちるもれ非ずや其間に支那人が實際の利を
取るに商賣上其益の法は於て各可き非ず支那人も
買出す可し日本人も亦輸出を可し出入買賣勝手次第
として唯日支貿易の盛大を謀る可きのみ而して其貿易の
盛大を求るには其國情を詳するも第一の要あり
とす即ち我輩が有志の商家に向て頻りに支那行を
促す所以あり

○内務省令第二號
凡そ意見ヲ達言シ又ハ各自ノ利害ニ關シテ請願スル者ハ
明治十三年第五十三號布告及十五年第五十八號布告ニ
依テスヘキ近來建議者トシテ官吏ニ面談口陳ヲ求メ
從テ抗論喧嘩ニ涉ル者アリ右等ハ何等ノ名義ヲ用ユル
ニ拘ラス其違犯者ハ明治十五年第五十八號布告ニ依リ
處分スヘシ
明治廿年九月廿九日 内務大臣伯耆山縣有朋
海軍省令第五號
海軍一統
第二海軍區鎮守府建築事務所ヲ具鎮守府建築事務所ト
改稱シ第三海軍區鎮守府建築事務所ヲ佐世保鎮守府建

Table with columns: 船名, 種類, 定場, 船主氏名. Lists various ships like O-umi Maru, Minatogawa Maru, etc.

○選信省告示第百七十號
來十月一日ヨリ常陸國東茨城郡水戸市郵便局同郡水
戸電報局ヲ合併シ水戸郵便電信局ト稱シ同日ヨリ其事
務ヲ取扱ハシム
明治廿年九月廿九日 選信大臣子爵榎本武揚
○選信省告示第百七十一號
尾張國海西郡二子郵便局本月三十日限り相廢ス
明治廿年九月廿九日 選信大臣子爵榎本武揚
○東京府告示第五十五號
本月三十日ヨリ當府議事堂於テ第一高等中學校設置
區域內府縣委員會ヲ開ク
明治廿年九月廿九日 東京府知事男爵高橋五六
○大藏大臣の達
起業公債元金償還の爲め來る十月五
日三井銀行本店に於て抽籤執行ニ付其府官兩名以
上立會として同日午前九時同店へ出張候取計ムヘ
キを東京府へ又及起業公債償還元金抽籤執行立會と
して來る十月五日午前九時同店へ出張候取計ムヘキ
府官兩名三井銀行本店へ出張爲致候起業公債償還行
條例第四條第一節ニ據り該公債償還書の所有者立會の上
抽籤執行トヘキ旨を第一國立銀行三井銀行へ大藏大臣
より執り一昨二十七日達シヨリ

星野氏論理學

正興米國 星印消火水
右當商會ニ於テ一手大販賣仕候間多少ノ不御購求之
程希望シ 日本橋區大門通り彌住町三番地

日本外國語學校

本校今般編成ニ付來ル十月二日ヨリ授業ヲ始メ且入
學者ノ級ヲナシ
塾町區平河町四丁目十三番地
私立 日本外國語學校